



News 11月号

News 11月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/小川 朋子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆改正電子帳簿保存法（電帳法）☆

TOKO ニュースで2023年(令和5年)10月から開始されるインボイス制度についてご案内させていただいておりましたが、2024年(令和6年)1月から改正電子帳簿保存法（電帳法）の電子取引の電子保存の義務化がスタートします。

当初は2022年(令和4年)1月よりスタートする予定でしたが、準備不足等の理由により2年間の猶予期間が設けられました。

「電子帳簿保存法」とは何か、また何が変更となるのかについてご説明致します。

「電子帳簿保存法」は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」というのが正式名称です。

現金出納帳や仕入帳などの「帳簿」と、帳簿を作成するために必要な請求書、領収書などの「書類」を紙ベースで出力し保存することが基本でしたが、一定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け又及び保存に代えることができることとされています。

① 電子帳簿等保存（任意）

会計ソフト等で作成した帳簿をデータのまま保存

② スキャナ保存（タイムスタンプが付与されたもの）

紙で受領・作成した契約書や請求書・納品書・見積書等を画像データで保存（任意）

紙での保存も可能ですが、画像での保存も認められることとなりました。

③ 電子取引（義務）

電子的に受領した取引情報をオリジナルの電子データで保存

上記②のスキャナ保存は、複合機でスキャンし保存すればよいのではなく、タイムスタンプの付与が要件となっています。なお、スキャンは請求書等発行日より2か月と7営業日以内にしなければならず、一年分をまとめて行うのは認められません。ご不明な点は担当者までご相談ください。

☆年 末 調 整☆

今年も年末調整のご案内をさせていただく時期になりました。ご案内が届きましたら、回収期限までにご提出いただくようお願い致します。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

指導者とはどうあるべきか

元プロ野球選手の桑田真澄氏がこんなことを言っております。

かなり、怒り心頭なのがわかります。

(以下)

日本中、何百というチームを見てきたけど、子供達を怒鳴り散らしている指導者ばかり。

怒鳴らないと理解してもらえないほど、私には指導力がないんですと、周りに言っているようなもの。

そんなことも、わからないのですかね？

恥ずかしいというか、あまりにもひどすぎる。

そりゃあ、叱らなければいけない時もある。

でも、試合中、練習中、最初から最後まで怒鳴ることないでしょ。

その情熱は、素晴らしいと思うんだけど、方向が間違っていると思う。

それだけ情熱があるのなら、もっと勉強して知識を身につけるべきでしょ。

もっと怖いのが、知識はあるけど、その知識を間違っ

て使っている指導者。

どちらのタイプの指導者にも、他人の大切な子供を預かるんだから、最低限の知識を身につけ、知識があるのであれば、正しい方向に使ってほしい。

このことを声を大にしてお願いしたいし、そろそろ「気が付いて」ほしい。

自分に甘く、優しくそして子供達に厳しい指導者は要らないです。

たばこを吸いながらミーティングをするのは止めて下さい。

練習中にたばこすら我慢できない弱い人に、何が指導できるんですか？

昼食にビールなどアルコールを飲んで練習するのはよくないですよ。

夜までアルコールを我慢できない自分に甘い人が、子供達に何を指導するんですか？

不思議ですよ？

子供達を指導する前に誰かに指導してもらってください。

今月の一言

『出る杭は打たれ強くなる！』

人に陰で、あることないことを言われてきてとても嫌な思いをしたことがたくさんあるのだけれど、そのたびに、嫉妬するより、嫉妬されたほうが良いと思いましょ。